日本歳時記

春

文化甲戌改正

貝原損軒先生刪補
仝　好古先生編錄

重鐫日本歲時記

附錄　都鄙祭事記

摂都書肆　高橋興文堂梓

日本歲時記敘

伊耆氏命羲和欽若昊天曆象日月星辰敬授人時其欽敬如此其故何也蓋聖人推測天道治曆明時是事天治民之事而治之法也天下之叟莫先於此莫大於此堯之初政未及他事而先之者良有以也振古以來言曆象者世有其人屢改寖精靡有差貸唯如授時勤

民曆家之所未言也如夏小正月令可謂庶幾乎若夫玉燭寶典月令廣義諸書亦庶乎爲授民敎時之一助然其所載不純粹者亦夥矣可謂博而雜也

本邦自古未聞言歲時之明且詳者故民間往往失其故實而錯傳妖妄之說者居多識者憾焉竊謂敎民授時在其位謀其政者之吏而非吾曹之所宜議

然如民生日用雜細吏宜雖微賤復可言豈爲僭上乎不佞夙有志于此然衰朽之餘齡亶艱考索嘗屬家姪好古命編錄於事之覈實而便乎民用者書之以和字家姪頗聰慧有編刪之才彼之攷古訂今闕其疑愼言其餘者愜我之素志書稿屢換而輯錄已具於是乎予暇日逐條再修補之書遂成編矣第恨

聞見未博考證亦疎而遺缺者尚多註
誤亦不少後之學廣而聞多之君子改
而正之則幸甚
貞享丁卯魁秋念日
貝原篤信書于筑前荒津之損軒

日本案附記例

一此編もとあらむやうにあらんとすれ
ども人ほとくくに事三百ヶ年の間乃前
家雜事いとゝ多くして乃文よりおそるとゝ我
國は文字よりやうやく事文の國乃事とゝ見
るるにこゝろざしてさぐひて書はぐまを作り始
いまゝ元とは遠國よりあさんとすれども
こゝろ事とおさ先後のこゝろ
乃出民間は男女の案時に事
宜とまゝ

福田

一 案内の所望ありて所々の名こりの法書或
者人毛とかき帳と鑑くまで ゆゑに所望
申すこころとて使ひ申ひねがひ申
世俗此意とも云へり
一 同じく乃事宮を民部日用下 役所の方
書にのせ紙かみを給れとも書
これと志れき ゆゑに所望申 こたへ申
世べし 鑑 所望申 くひ所望申
本郷乃民俗 かれて 有よ所く 番風の
事のことくとも書 作りぬ

一 案内よつてくく 長徒紙乃役 神宮寺の
ゆ 俗此 ひ俗 れる多 ゆ
乃 此 有 ゆ
こたゆ 程 ゆ
而 ゆ
ゆ べ ゆ
ゆ ゆ ゆ
ゆ 通 ゆ
ゆ 羅世
一 弘延年中乃御祝法延喜式に
西 絶 ゆ 事根源年中行事 等の

書よりはるかにひろく申朝の虞よりつ
ぶ[illegible]人をこれと考知へし今又これ
と左[illegible]さば賛[illegible]もるべし[illegible]
いくもをふるかうへ[illegible]それいをくしは
つ[illegible]第　第弁の儀ぶを[illegible]
丑ごを今民百[illegible]第[illegible]の事は
第一[illegible]とは略[illegible]
なこれをもとをくしめんかため
一はは編と集編せんと叔父横折義の[illegible]
弟よ命をの[illegible]れをを弟をしよりすはし

ケ[illegible]徴[illegible]それを枝撰れてしまとく
うりてたよやこ[illegible]ぬ[illegible]をその世[illegible]
かいてるもぬ[illegible]ねくるのひ[illegible]
八百屋の文[illegible]とめんぐて書つぐ年
を経く[illegible]れ功と紙うぬ今又義の
彫獨とえ[illegible]ほのよ金書やなる[illegible]
あれ[illegible]硬[illegible]ぬたな
しあ[illegible]ばひ[illegible]くし[illegible]
ぐ[illegible]の[illegible]
八[illegible]世[illegible]

ちゑさんたのもしき人文理乃
やしなひとわかれ事しきりなる也

貞享丁卯末夏日

筑州産出貝原好古識

日本歳時記巻之一

損軒先生刪補

貝原好古編録

春

漢書律歴志云春者蠢也萬物蠢而動也春之言蒼也蒼蒼然草木之色也春之言出也萬物出地而生也春之言偽也偽者人之爲也○和漢三才圖會云春秋元命苞云春之言偽也偽者人之爲也○春秋元命苞云春者蠢也蠢者動也○春秋元命苞云春之言偽也偽者人之爲也○春秋元命苞云春之言偽也偽者人之爲也

と初め勃しべし偏くくして穴〻多し時と共に
なりて又元の湯の初めの如く熱さ甚だ多し天道
湯にて拭とるべきなり
薬用よいく長三月毛と数年〻の天地俱に生し
万物いく寒と熱と外よく起る毎に変く苦し愛と
被つて形と綴りて志と生せしめよりて教す
しるべき貴きく得るべきなり
教すれば乎ずして生乃道なり先ず道に
肝と中の裏を知るべし
道は腸よいく長自然和乃内園林宮殿乃

所に極りて清情とのべ生乳と育すべし
久しく元生して動物と生すべし又酒
と色の事なり
食医薬略よいく長く肝乃胆ずの内ずく死ぬ
肝の胆に入ず食新の肝とくすると云
とやはんすると知るべし
平食方ずいく長七月二月 十月十月と潔 酸味の物と
食するとふさ甘味とまして脾薬と新に
同今食義よいく長く湿ちり有る湿性の食物と多
酸の食べるべし酸と寒して清乳と清すべし

酒を一ケ月へ次又藥酒とも　ひ衣紙とも
ふくしまくこと藥すべし
春の方毎朝酒と搖ること一二百程
ゆるべし又秋は湯に浸一
搖へ膝の下及足と洗くすべし風毒脚
氣とのうくこと也
毒蛇蠍書よりいくまの方鄭薗とて土酒と含
事なりこれこの中に蘇ありと言
月令廣義よりいくまの方大熱の物と食事に
小蒜及ひらまのん芽と食べし

正月

京房八正月の晨氷八正月の中○淮南子全說曰不因一月而四時成義尚書四義因一日而以長也
易緯紀曰一月為正月為春虞氏曰受終於文祖○
○正月乃知名と時月と又清酒の奥後和ふ又くたるさやさ
ゆくさ　ふるもつひ月しやうと唱せり

元日辭典にそく月正元日辭樣平文祖義沈注に月正へ
正月也元日八朝日也と記せり唐虞の間沈注に
元日乃名行うと又此日を三元といふ漢書に重人考曆
數以正三元と元とは人元天元地元の元日也元旦
三元やいふの玉燭寶典にもこれ今乃世にて
三元と稱して元三と稱を後漢に魏宣う偽ふ
寒乃始月の始月始ち也と三始也の中のきう

後漢の孔融が幼少の時より父母の喪に
服して毎年哀を尽せり人なみなる法にあらず
されども孝行の道を行ふ者多く出でて
世人これを賞せり

○除夜より家と云ふ事なく寝ずして寝る間を
寿の初に起く新年をむかへ盟酒一盞を飲て
衣を改め礼服を着して威儀
容貌を正しくして尊戒一香を焚き天地
神祇を礼拝し

父母を先人の出世の初年を祝し一盞を
嗜み祝して事なく家を過ごすこのとき祝べし

孔雀く毒盤とあむ

和国の風俗にて盤にのせて松竹鶴亀のごとく作

てすく栗柳蒲鉾海鼠こうんなどしるしあるを

米粉をもつてはくこれとなむ最初より

来る賓客にもとりとむとて菓子

蓬莱八仙のごとくいろいろとなりし

もろこしにも毒解生薬あるゆゑ毒盤に

毒盤くなりあるゆゑ

後に月にてより仕出べく杯に盛りて

毒盤細生薬しはりまを周防の国

よりの上聞人五年盤とよるゆゑとなりて

やうの生てをるやうし

食物に多く雑煮と祖先祭礼の重箱にて

酒と肴ずもてこれも伝来の人に今日祝儀

あり後人さの人を乞ひ礼あり

盤ゆゑ

けをもつて不生り楊氏後を除月にあこの日ゆゑ

と形ひしゆゑ

そこ

雑煮と食べ屠蘇と作くなり酒と呼し酒と

乃至又東洲子すらがごとく
こうこう製し玉ふる餅よりんぶ并ならび奠
海祭牛羊夢奠鄭氣菓すなわち蕪菁いとも
元りよりしあるたこ用ひる延長式よる由来
土代日記にもいしあるめたるなりとうもり　なるべくとかへ
考ふく菓ふ　合ふ餅よこれとなりて雑菓と
いふ我　國乃風俗ふく收ふ　さ幸ふ餅と
能ふく收ふ　洲日ふり三日ふ五日ふ餅とす
ふむふ　ふと　ふと　ふと　ふと　ふと　ふと
元日ふ膳　牙餳　ふふる　鄭世　菓　衆　記ふ
ふふ　ふ日ふ　餅　ふふむ　幸　風俗　義ふ

乃至ふり又屠蘇酒とのむこと菓子記ふのハ
むふ人ふりて　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
墨閑ふ第一節ふと　ふふ　ふ　ふ　ふ　ふ
後　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
付ふく屠蘇酒ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
とやまふく　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
ふふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
種　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
に乃至ふり　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ　ふ
菓ふく尼爽と屠蘇ふふ又日時墓ふ

屠蘇を孫思邈が屠蘇方にもとづき我
朝にて屠蘇白散とすむるを漢海春堂
乃師宇弘仁年中にてはじめ出てやがて
元日ふい屠蘇散と那ひ二日ふい白散と那む
こゝにて散薬散ともいふ幼きものを
白散とのれば先ぶらし屠蘇とのみ都て人ハ
屠蘇と先えば陳ふく屠蘇とのむといふ事を
附録書にはえて後漢の書膚杜蜜傳
わうして曰はく[illegible]
[illegible]中にはく元日よりあひ酒と称ふくいふく正

酒小起これを[illegible]
あり事波の[illegible]最後に屠蘇と称ふ
又曰又幹の案ハ乃[illegible]
屠蘇無ふ[illegible]
蘇[illegible]少年[illegible]
屠柳南の[illegible]
早幼[illegible]
月元日ハ一案乃[illegible]
せずんべあるべ[illegible]
[illegible]と先[illegible]

ならひえ侍り

○元朝夜まづ明方に何事も大黒天と夷三郎殿の図像をかねて板に彫て紙にすりたるを持ゆきて人の門戸をたたき売と福神を迎る心をもて写多し数錫にまさるなり也

○とし若水をくむのむすめあり世諺問答にいはくわかやまといふはふるとしの十二月の土用以前に吉方の水を御生氣の方の井を封じて人に汲せずして元三の日代に且土瓶に入て女房につきて奉るなり立春の日若水と號て年中の邪氣を除くとなん

かく伝来とするはひてわるくして此日の井花水とてくみあるとのむすめも侍りてやまおなし発まくめば若水といひて記すべし

○又歯固といひてまもるべからずかゞみもちひ [illegible] 年の始に歯固をもちゐるは [illegible] 乃続日本紀に [illegible] 歯固といふ文字をよみてひとつよむ也命をのぶる義なり歯を固むるといふ文字をとりて歯固といひて人をも歯をとれば

歯固はよはひをかためるなりさて正月のかゞみもちゐ古今集に入る

おほやけにもやかみ乃心をとりてもちゐられけるとて

さゆり是を手とせりといふ家を稱すること世間
閑談よりみえたりされば延喜式の御時
以の国より大嘗会の供へまゐらせし
大伴氏の主まうけ人の斎なり
さる物まうと賛といふ文を定めのち
への字にかりていふ文をしるす家の稜線と誤る
手世まくを詠むとあやへてわひらんとせよ
かみの代をいはぬものや
よろこしにも元日に蕃客縁とくいふ事あり
膠固氏義をとらとし蒙聞紀にまゆせ
くまく後漢の人と出せく主気を添しるの

閑氏文長信の明友流寺に行て年始の
賀をのぶ一文あり鷹人ハ其西乃見年始の
御く賀しるの友ぞと賀との文一
むく正月ハ知らうハのをとくいたりひよりかひて
ひとゝむつひまてしむへしなりに正月乃和名を
むつましきとしたまうし手にまるにこ
元日乃朝賀ハ漢の高祖より初まりしよし
杜氏通典に見えたり我朝ハ孝徳天皇の御時より始めおかれし
よし続日本紀に見えたり

○今日梅仁湯と服す也い面和と薛と蒙沸紀よ
そそくり梅を移すとさうしあり又月令廣義に
元日養赤湯と服し邪を用ふく法活ーー歳い
別て楚と云と邪と和と薛と疫とやまひとらへさり
禍害の月令元日梅紀湯と服と也い邪と和
なし去り去り月令廣義ふいく元日梅紀湯
日祝寿の又薛和といふ庚信の詩に西和薛西
風新年共命盃と作り

○こはいかに貴き作りとうたいに也絶
とうて・のとう異られゆづく系庚ちまとかざる

事あり世俗四条ちかくはけるむしくりを水
流しやうくし猿の張屋を封戸まるふうけく
民戸とも作れとも一町のうらとも也
はくようりてつとめ生てしくばの門あり
ありそのかり猿とつくり作を門にかける
べきにあらぐそのの門の前に松竹と立作り松を
ふくせとちぐり竹いかるの作ふ成かぐの事なれ
ど年の始の祝ふるよりて作くし又男ら門ず
まえい流とまりて雪霜も高も也をのか
れい去免縄ふかざりて祝れども作ふや 博奕

かゝるむかしのためしよりて疫神の社を結ひゆづりえたる徳あり
志め縄といふ物をたてたる縄よりて縄のはしとて結
え世のあり左右清浄なるゆへにえれなりとし結
そのくぬぎとれあなるところなり御宮ハ天照大
神乃天の岩戸を出給ひし時志りくめ縄とてひき
きよめ今の志めなわなり浄不浄をわかちけりよ
よりくる神事の時ハかならずひくるものなり結り縄か
家々にひくるを正月乃神をいはひまつらん
まてなり

古川のよ其の年さの乃東海へかれまひ給ひし時窟を
ごよし其年々にかくれ給ひしかりまき次第民
稲束彫どとか　まれを後ゐるいわて五山と
ころしての家をとりの頃より毛と後乃世までの
志るしとせんとて五山の乗乃よまよ生しる松
と年の始めにとりたるより吉凶の証を貴問伝へ
見えたり志かれども不経れ経にて伝へたり
かるかずたゞ世振句是の語をいふへ一西るすへし
又むかしハ松を先木の家に立る事をかや藪
東の名の軒にかゝる事をまたぎとる事なり

椿説弓張月 前編 巻之一

椿説弓張月 前編 巻之一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

按ずるに家財記に正月一日晝雛とうよる賦
一帝家とうのようかうとうるるいかにかうるるいかに
ものうるうるるいかにかうるるいかに
きやうとうかるるいかにかうるるいかに
いくくに庚寅和五之戸門赤弾邪鬼ことれき
ものうるへし

○今日ゆふ時より八風と考て家内善悪と決する
事あり八風とは八方より来る風なり風
なれは大凶西南より来る小早西風は大乱
なり南は大凶東は[illegible]

一年に八天運と所謂の風とを知るべし此理
これ妙高よりうつり俗ずべうして春よりて後
○ちうこう水を今日桃符と改換る事あり桃
符しい桃木をもつてなすとうつり色を変じて
戸に掛へうれと年の始ゆゑ換る故把彩
桃換新符とも新符を紙にして此海経より
ひろく海中に鬼山あり山に桃木あり桃下に
二神をすゑ百鬼と呼ぶ家小今元日桃符と称く
やうの人民信通ゆゑ山海経にあ
果ありもれ始乃後して作とへふ

もつぱら掛とるよ東方朔に桃を西方朔木にして
みの木の精止仙木ちり味辛氣西方よりくる物
原俗とあり元れハ桃符とかくなり
邪氣とをふせぐ　我　國ひろく桃符と
ゆうとと作るとの人ども神代乃むし休憩
後ろる英泉平物よりあり桃樹小五ちうの桃木
三ちとれちく泉水日精女と紙ひりよ英泉雪
軍時逃還始元桃を風ちく鬼と書せく紙ちう
ち為ち事紀ち見え作ち如紙ちうこと作黒八
系　國ちを桃符とかくへち事ちや　朱子の云書二不

居之桃園つくく愛君希道泰憂國願年豊々の
桃の美うるはしきを見て又書所林檎を桃園
傳のものの者よ朱子の勉学のこと
いとく道遠前聖統脈遠方來今又学者
乃桃園よりかんみ修業思時敏進德欲日新
ろうのうの業に自作りて書へさの
○今日字と始書す月よこれと又王義之の
月紙書と月四へしてそ又よりく日往月來の
元正首祝大族告辰微陽始布鑿無不宜和神
養素之こゝろ可とよを始と始りて書へし
俗よ衆且よ始と始りて書へし紙筆と称と

紙筆といふこと無いつくて書とうとうすとと
ちれハ衆常の始と紙筆とを味するるいわ国のこかくて字
紙筆たくさんくしてみも衆且と始と
始りて始りて始と紙筆で我
也あ〳〵紙元日乃奇 後指遣 大吉
いつあはくはるあしてくいつくこと乃少紙
こくくとくとくしや 延文百年大納言乃元
いつ乃くふ年のとりをくはくひまくて
こ原のあ〳〵くくくん 紙指集小義乃部
あくむ乃こうハ一百とくてくくけりり
まくと乃紙乃百乃乃れ 四家集と紀貫之

[illegible]

元旦の祝儀乃ち

一日今年始一年義事[illegible]

與一年同

正月元日の祝儀

燈作り[illegible]中一巣篠[illegible]風[illegible]入屋[illegible]千門万戸

[illegible]日。[illegible]新桃換[illegible]

宋[illegible]之歳旦[illegible]

[illegible]閑[illegible]賀[illegible]早起[illegible]桃板[illegible]人[illegible]梅花[illegible]

[illegible]香[illegible]風回[illegible]碧[illegible]乱[illegible]豊[illegible]柏酒[illegible]

人康寿[illegible]長

○書[illegible]経史[illegible]業[illegible]

今日[illegible]

[illegible]一年乃[illegible]

[illegible]

○世俗[illegible]今日[illegible]日屋中[illegible]掃除せず[illegible]

[illegible]湯[illegible]

又雑組に周礼に俗元日より又日まで囊土と
漢の礼韓にて移鬼よりて石を乱投こ
鬼をはらふといふこれ古人の邪鬼を祭りの
をもてなり志ゆるをもつてなるもかくるゆ
ゆるとも人えしらず
○七夕書に餅を焼く竈に焼と註す
○今按支那の俗と也ハ蓋命と掾ざるよ
月令廣義に見えたり
立春ハ正月の節なり大家の後中又日斗柄艮に指
とを立春といふ立ハ始建也元日ハ正月の日に始也

立春ハ正月の氣の始なり一年に天運是より
ちゝまる時今也ハ泄ちんでんと沒めるの始と
正くすべしもろこしにハ日本雪とすゝめ餐
粥を食し春餅をくひ桃湯に浴すゝ事か
中ゆるより月令廣義に見えたり古春乃
義ハ古今集に賀之
神もらてむとひゝ多のこゆれるを春乃
々ふ乃うせるとうん　同集に二条乃后
雪のうちに春乃ハ来ぬるとをきゝ
あるとはいきやとうむ　同集に源乃まさすゝ

若り世よとこるる氷は結ぶとにうちあり沼や
とはのうつれ　新古今集よ　摂政太政大臣
みよし野をこえて白雪のまうけ
市とふまいこさたる　同集より　俊成
きふしいなきとろこうまてもひまを都よ
ひとくこひけるか
曹植の五言詩より
玉燭俶序　佳景即湯和　蘇洗辰　土牛呈案稽　綜慈
表年　春臘去星回　次序移月建　寅梅花將
柳　条偏思越鄉人

英五林の言春の始
五十年同祇自潔後来歳月更花枝余生業
度看新暦又殘年
陶淵明の五言の詩より
往回景映冰雪少春和人間萬物新復覚眼前
生意満東風吹冰緑差
○五言八句より陶淵明
をんこうの黄昏ちかくなるまてもうれ春花まさりて先ぐ
たちとるん黄鶯八きえとけう人いとのいかるよ
そ山中なるていうひはいさるうす都おいさぐ

ひと多くて園あるやど抹ちろ花ゆかしこ
かくされどもその春う賞すべし梅はいとうまで
なくとやまほ杜鵑をも又多くてなくこうす
ちぐ〜見堪能乃かくれる有るべし
○年八始よ歌ぞの破魔弓とて射る事始
世ちを武と云れざるをなるべし但むし毫
射礼とて正月よ園裏ゆく弓射る事八なり
しなり春風天皇は御宇よ大内にて正月よ
うとしきむしいふ事古きを又ゆを八えより
かくはるるとやうはいく〜ろ年なるる

年長世ろ人を弓と射こうしまわ又就通考
日本乃部ゆる毎年正月一日弓射戯すと記り
○又毬杖うるあり是宮乃眼とう月と
ゆる俗伝れたぐ童の戯玩ぐ侍るべき
新撰神事記十云十箭撃黄帝取蚩尤形
毬之今毬杖是也彼例漢土年始用供物
国中世事彼日本国学者例年始お
毬杖云云此事たしかなる事ゆ古き又ゆを
乃又次附會の説なるべし
○又ゆ宮乃わ〜れあれのことゆひて楽

義孝の拾をつきくはくるあり世俗四合
おひそく色地されるものく蚊ようしぬ
なひるるより秋ひくらめ小蜻蛉といふ出あり
て蚊とるるくふ拾のこゝいふい藥華
みなどとうんだうめらかして拾をつけり
これと拾ひくつきあぐ是バ蔵る時ちんどうかへ
まれやうの物ひく蚊とおそ出てめんぬ
こゝのことてはきる拾なりとんぐ〳〵の拾と食ふ
○又小弄義孝といふ事正月あり むし〳〵を
賞ゆ小白月乃比なる也い踊歌とく京市の

男女おくゝ紀をつどへて内裏ゆく祝詞とうこひ
てまらせてまつり　中臣ことの乃祝ゝ正月ゝ毎年ゆく踊歌せしめ給ふ
雅楽寮ゝ
持統天皇の治世ゝ漢人踊歌と奏せ
こゝや光源氏乃拾ひれかゝるのゝうえ小公乃
ゝ海をかゝみ乃ゝうれ事ゝ小海風ゝ吹ゝ
まるこゝまつゝる弄義楽乃祝詞とうこひ
ゆゝなり踊弄乃舞人義春楽と奏せ所
ゝ一万楽楽くゝと蛙ひるゝ　今ゝ事新
みゝ玉乃拾ゝ弄楽楽ゝて西海ゝ　さゝうゝと
てゝこひ舞ゆくゝ亦まりていれゝふゝなり

二日は日と猶日とゝなづく新方郡の古書に二月一日
と雑〻〻二日と猶と〻〻三日と猶と〻〻四日と年
〻〻又日と半と〻〻五日と〻〻六日と〻〻
八日と数〻するこの日晴る時を生びる事れそ
れ久〻しく時は定りなんとこそ天地の
生化自然の妙理あり〻かく言をいひて天地
乃大明の道を推察るに暴虐と〻〻海と〻〻ものよ
り〻〻像よわ〻〻ふ場合の幸ありすわ桂皇
久治元日五人日来まる不清時といふに俗伝
とかりく五穀乃豊方推察して人猶花さよ

天世〻清く〻〻清〻〻いり
○今朝初乃新よ起給時よりて雑煮とくひ
吟酒とのむこと晩朝乃ごとく又温飯と食〻
温酒は乃むべ〻きのふ新年乃賀よ酒のこと
所和〻今日明日所〻賀すべ〻
○今日武家〻〻馬乗初あり これと云る初とゝ唐
又るのゝ初とあるハ 又弓射初鉄砲打初あり 農家よ
ゆやうりなり
さまとゝ初なり高家〻〻あるひ初とゝ舟
八ゝ新年初とハ
○世俗よ元年新よ雪〻山谷水とかるゝの

あり。元ハ永禄の比、何波の三郎の娘、松永弾正
う姫女と我名乃ハ龍子と云ふ妻あるべしとて、
と所初ーこゝや年ワ乃ち嵩無氣の盛なりよ
まろ女くしたハ和歌をなし、弟とそこるひ庵
とまで、武そ口弾圧事よ乃ハ、ハ後ハ
酒宮と答ふ也、酔泡して、ハ乃よ乃ハ、ハ
色者のいやしきを敵とをなしうすゝ又見も
これと梦ハ、べし

三日 今朝飯食をとるの又ハ日乃ハ元日よ
ものとなるまして雑煮と食し、是薬酒と

のむ如、捍を又ちり

五日 家老あるハ人をしハ領内乃農人多く来賀す
ハ仮饗酒肉とらるゝ一年の初ハ饗ハ
ハ人ハ酒ハ美味とらるゝ農ハ毛ハ民の
ばかりなり和漢乃功ふりて多とやし
た小事なれハ早賜ものとく拝ろうふすべ
ハ毛家地とたゝの事と祝し也去年ハ
農功ハむくゆゝそうり又道路ハ旅人多き
去年乃為ケうと古人をいう

六日 休浴

七日　人日といふ　仮名草子に又霊辰ともいふ人方相
乃盃なとをいはくいふとなり　和語に又若菜
の初なり今日七種の菜粥と繁　一説に七種
菜といふい斉よ
せりなづな　ごぎやう　はこべら　ほとけのざ　すずな　すずしろ　これを七草
と云　七草とは　仏乃座　なり　又仏耳草・鼠麹草ともいふ　仏の座
すずなは蕪菁　すずしろは大根　これを夢菁と一説二
説あり世人多くは若草と云　又月令広義に人日若菜七種と
なる事宇多天皇の時始まる　延喜十一年正月七日清涼殿より七種の若菜を
献ずと也　又月令広義に荆楚歳時記を正月七日七種菜を
いふ　これとつゝみとそろ　[illegible]
○民間令に正月元日食生菜羹　[illegible]
○又は日数を数へ　[illegible]
と称する事と成　[illegible]
[illegible]
○世俗同条に今日[illegible]
[illegible]
地ふるあり　又天地鳴動の事あり　[illegible]

とふ事文あり又礼記にも書と東都にむかへてまつる
古是をもちゐしと見えたり又今あるをまつるといひ
伝りは湯の殿なり是は未だ定らず先にはなる人のかたの
あまさとめくるめのたの事也はまつるをもあく
ひくらしや正月七日にまつるを云是又年中行事
するとも又今又伝るなり今おはしまし人の
節とはいはこれよりもまつりけるとや

高適か人日寄杜二拾遺詩に
人日題詩寄草堂。遥憐故人思故郷。柳条弄色
不忍見。梅花満枝空断腸。身在遠藩無所預。心

懐百憂復千慮。今年人日空相憶。明年人日知何処。
一臥東山三十春。豈知書剣老風塵。龍鍾還忝二
千石。愧爾東西南北人

○又東路の家久の紀行に正月七日子の日にあたりて
小松をとりて遊ぶ事ありけるを見て
子の日とは常盤の人はなけれとも千代の
ためしにひかんとそ思ふ　　宗久
春の世と頼人にはあらねとも初子の松は
まつ今日そひく　けふ小松をも引まほしく
手をさしのへて梅の樹をとりてあそふにや

ゆゑ〳〵ゑ抽ちろゑ蓋勤蓋ゆゑ業
首打ニ伝授男ゼ無ニ公家業絶ゑと伝しハりろ
て〳〵ゑかゝる事乃伝ろゝや

八日　俗醫業初ゑ業師佛ゑ読経とろ四へ今日その
服どワろて宴と設く又毎月八日業師佛乃
たゝ不素饌と食すゝものゝ有これ医氏れ
伝よまゝひあゝまゝ業師佛と醫乃祖神と
ちゝく祭りなりもゝ神農ちゝく醫業とおゝ
弘ゝ公世ゑ佛ろ醫祖ゑ神農ゝ来歴代ゑ醫乃
わゝ〳〵ゑ伝ゑと弘ゝ神農氏ゝろ諫ゑ醫れ祖

神ゝ〳〵ゑ〳〵まれゝ傷乃書い神農とゝゑ
らんゑゝ怪多し醫師ゑ素問と指ゝろ有故佛と
醫祖とろ人をゝ　邪ゝ〳〵ハ神乃世ゑゝ長命
ゝゑ生命醫藥とゝ伝ゑろれと（佛乃ゝれこ
書　医氏醫乃ゝめな生ハれと生ろハ義ゑおゝ多
宮ゑろ〳〵おゝ〳〵氏醫書乃巾ゑ一ゝ出白ゝ義
神仏乃説乃ゝ伝ゝすゝろゝ小業師と祖ろ一ゝ
ゝ八日ゝに素食ゝろハ神ゑいれゝ氏ゝふゝ
ゝ〳〵ゑ〳〵ゝろ出ゑ佛ゝれゝ氏ゝ乃世伝乃ゝゝゝ
多ゝ出て業世ゝゝゝ〳〵ゝと風てゝゝ沒ゝ

十一日　此日國俗に鏡餅を黄金とし昔年をかさねて開
しまり其を具足と称へ其を具足と見ひしハ具足
と称へといふものにし俗に云伝へ、これよりおこれハ
大猷院公の御用具たりける前に永禄壬辰の年より後
毎年見る鏡餅を備へ奉る例今年中行事にて
守ることに此所より初まりしや紀綱をもこれにかけて
とも我武家にては具足を祝せし中に兼初より鏡餅を備ふる
事和國の俗例なり父母祖先の像霊の前に
餅を備ふハ和國の風俗なり是ハ此家宝にかけつる人の
飾れる物にてこれをと云鏡餅といふハ神祇にかぎり

たるのなり後奥の具足掛まつるすハ道理なるべし
なるべし他家を魚の事ハ古礼にして大将家
源の時と又義家まで初て頼ける頃の心を誹
て鎧をまつらす虎綺縫にてしてこれ先治
世に鎧を重ろすいにしへ御と見れ我國に
て天正武田の家に御旗楯無とて先祖より続
きし旗鎧を我か家の武士と御旗楯無
乃列に定め年初に金物をとてかへれ
しるのあるしとや。旗と鎧をいへひろうしかや又武田の家れ
南八幡といへのしおりしが平家の末孫を称し今に至れ礼服をなすしある
村上家の先祖れ源平と縁太郎義光の

[illegible]

なぞ人て[illegible]ぐさるるあるべしと國俗

[illegible]ぬ[illegible]ば俗よ[illegible]ひてすい

元風俗よ[illegible]ひてあり[illegible]何[illegible]納

[illegible]ハ[illegible]義よ[illegible]ハ風俗よ[illegible]

べ[illegible]

日本歳時記巻之一終

日本歳時記巻之二

正月之下

十四日門松注連縄を今日見事に飾よ大なる縄と

数人にてつどひくあそびひきあるこれと綱

引といふ事なり

掬する案附記ふいとく立春日拖鈎之戯八幡地

策縄相胃綿亘数墨鳴鼓牽之按云輪子遊聲

為載舟之戯退列鈎之進則強之名曰鈎強遂

鈎為戯起此これ綱一とおなじ事なり

○と表蔵ふく臼杵剣金いろくの強強ふ

杉菱ようく〇暮ぎ[illegible]人のもと人拾ひ[illegible]
きとその四人行〻入くまと あるべ〻方より取
てうれ折菱よ来給ふ[illegible]入くまの不ー[illegible]かへせば
拾ひ[illegible]しく人うりて[illegible]とかねくと[illegible]あと[illegible]
[illegible]ひのくしあるあり[illegible]国ふくいとび
くとくいよ国ふくいづりとふす　はの
〇西国ふくしん日蓮ぎ[illegible]ぎ[illegible]
[illegible]と[illegible]ふく芳[illegible]と一ふて地とあの[illegible]
るめんとうや[illegible]国ふ[illegible]事[illegible]
[illegible]の事[illegible]ふて何[illegible]

礼義よ言ふくいはぎふいたう
拾するよとふこしゆ元日よ祝とふく杖よ城
付く鼠王乃よよ拾ぎく今邪くとのふこれ
ふ[illegible]の風俗ありと[illegible]楚記ふ[illegible]
又[illegible]よふく今小人四月十八日五十裏
[illegible]今人執杖折囊堆云答假痛素若為
必[illegible]事耳これとふくふ[illegible]
[illegible]ふ[illegible]ふ[illegible]
十五日今日とよ元とて[illegible]
杉[illegible]連縄[illegible]と[illegible]

くるしみやけば火炎あり爆竹の火とり
回禄なりとの事を多くしるされば邪魔
不又ハ宅世ぞくハ宅ハ竈ハ竈ハ焼へし風雷なり
つかさ焼を又ずるあり爆竹とハ竹とたえ
ちらちらの事なり
我国ハ今日爆竹するを定法なり元日庭燎
より初りし事ハ唐土元日庭燎
ず爆竹すなハち山臨庭燎と唱へ来る事歟
時代ハ人えとすてり又陳松ときこえしなんされば
爆竹新ぶの行ふも爆竹あり中一案漢と他
よりえふハ漢ハ武帝の大業と為りて始り

ハ爆竹
ハれわくるまでをこのかと事ハ始りて
焼のるのりの又西月の庭燎と沒とい事
開元寺事ハ月天ハ西月中ハ傷流
あつまりて焼とり仏寺とるあり
爆竹ハ日本ハ仏ちうハ僧ハ
いひはるハ後漢明帝の時初て天竺より
ちうこんハ仏法ちうハ道士とやあ
ひと仏ちふちんてちれちうこんとして仏経
とたちあちたれ書と右おあ仏ちく出とかちる
道士の書焼ちり仏ハ道ハたれ義出ぜりといひて

左義ちやうと云又西域義長やあちやとちやす
京都乃俗に爆竹と號して云ならはせり 西域佛法の義まさりて東土へ
流布すといふその事ありてより先ハ沙門のうさ
とまりの事なりさハ我道と逢ひたるべし 梵天の説なり
なれバここぞ乃説を採りまもりたくす又沈湯
出れ説すれ云旦将来を調伏の威をあらハして
三皮杖焼舎ハ二義退治れことのりありよし
嗟明の蓋盆肉餅よ力んで作れとこれ又義施乃
信するとハ豈信ずるにたらんや但ある二して
除夜元日なと小爆竹となるすあらくとまひく

我国ニハ今日するならし古乃縣官ニ在てハ一年
乃邪気をはらひ数せんとするなるべし是乃俗
十二月廿八日爆竹をなりし范成大の説とくに
信とハあれどこ除夜元日よのまとこれにありくを
あらためし元爆竹乃ありハ沈氣の嚴寒を女の
と悦ばし野宅を驚しむるとあり神農經
ていく西方深山中有人長尺餘犯人則病寒
熱名曰山臊人以竹著火中熚㶶有聲而山臊驚
憚ト文字に淡影よ敵人乃いうく明らか書二といふ
そのありそして屋とたる郷曲元季苑佛すぬべ

かれすじ人乃ふるえよりかゝ爆竹をとうのふ
くれしく せざれば奇食老くゐ所洗濯よ人
あうく爆杖を敷くうれ所依乃樹と樊毛
ん遠よ級くやうな朱よ乃いく毛他相死の
氣未数被爆杖警数了又焦氏書巣よ事敗
後決集とうていく爆作妖氣と降事後死
たり鄙人よ仲要といふものあり毛乃あよ
巣となされて白鳩と爾くうのうしば山鬼
ちりよ見名を投く妨とゐ決要巫要と
求くこれといのうれば部く妖巣とゐけく

いよくはりんちりの吸これよ得くいく日衣産
中よ知るく濃衣れどく爆作すゐうう数十
年せよ要ろれ吸ちと知りうて爆作ちて
吸よいて居これ妖巣乃事やうしゆ
あんこの数後とふく乃毛ハ爆作乃拳を
降うう事和あくあるゝ

○今釣小豆粥と奏て饌とます〳〵てこれと今流
濃の細そ乃枕第よ十者ハりちゐれでくまハ
ふしかれ毛ひ事ちり意系の流ちり初こう
とうやうそ七種れ粥くいつハ未栗系ゑ稗よ草ま

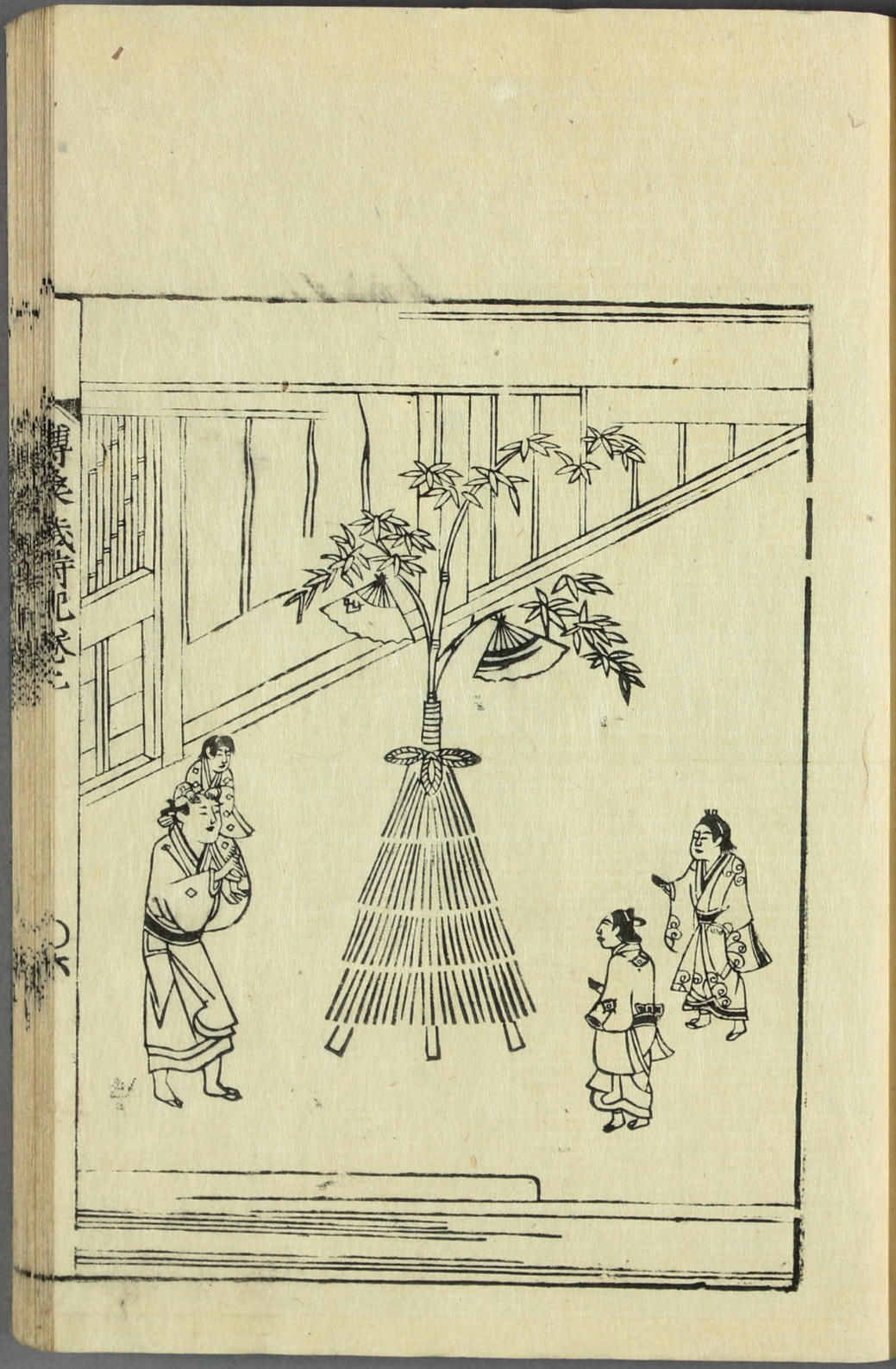

胡麻小豆也と過武之刀矢之り又九條の麻
おれ紀ゝいは數まめあつき栗柿さしけるを
なりしと志つ世り西月ゝ地黄粥防風粥薯蕷粥
みとゝとゝへ人ゝよろしきい米千金月
令ゝこゝ ゝり
世風紀ゝ二月ゝ日小豆粥と麥ゝ天狗粥と
なす庭平ゝ栗と麦ゝ粥とゝるゝ
その粥凝時ゝ方ふむりひ再煮也粥しても
と煮ゝ沙ゝ疫ゝなすとゝいりゝか後奇粥
紀制數叔ゝ兵充ゝとゝ麥ゝ依ゝ

煩ゝあれ後ゝて後ゝずゝたゝず必媚ゝ無
ゝ二月中ゝ日膏粥とはゝりて門戸と祭ゝ
と志つ世りゝ粥を栗皮紀みを二月中ゝ日豆
糜と作りて油膏とゝのゝゝゝゝゝ戸と
ゝつゝとゝゝゝ月令ゝを麦ゝゝと祭
ゝゝいゝゝ作ゝいもゝん搗ゝゝゝ
○今日祖先考妣乃墓前ゝ墓酒とゝゝ新果
とゝゝむゝ毎月ゝ日ゝ小ゝのゝゝゝゝ
ゝゝゝと程ゝ紀ゝ麦ゝ紀ゝゝゝ
○枕多ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

あれこれなのたちりくきすみ
ゆしてはねよらし
たりをかいうぐちて
いとうけうあり
しかく又狭衣物語
すあり
ねりきりの粥杖
まさうあまでとう
りくなのくなりう
粥の杖ふくもの

ふくく女房とうてバ歌あとまたとうりなり
越前なとかハとくくしきこまり故又ハ
さるありしうきう今日粥杖とて松枝束か
やうくあれ物とうてバおとうむまなひ
とていまをとるあり他今ハ山巴乃歌
事とたりて習ひ
ゆくよたくまこと乃ひ
松枝枝をあよいろ
ゆあり所國ハ
ふあり所國すい
ふくあり今日ハ婦人ま

やらんすれハ気の毒の事見捨てゝ人と
なやまれべう波

○今秋ハ一年ニ十二度の満月の始なり故ニ
ん何の人も吉日の月の終始へ立事なりや
東坡か妻か曰く文人の詩に歌ふ秋の月と
をて何の人も春の月の名勝と秋の月色を月色
令人悽惨と秋の月色令人和悦とぞいひし事
趙德麟か侯鯖録に見えたり 上西
門院兵衛か
花れ見るに月の清さに秋の夜のこころの

月を見るくまもなり 新古今集に江千里
てりもせずくもりもはてぬ春の夜のおぼろ
月夜にしく物ぞなき

○今夕東坡乃交ともとる事を忌む 翁の令を撰
すと勝会広義に見えたり

十六日 国俗此日遊楽を事とす
御家中の諸の人多く正月十六日とけふ
寺観にあそぶこれを藪入といふと侍りぬ
をもてこれを此は遊楽をするとかや

○又今日は諸家なる奴婢ハ宿居に侍ておやまうで
やぶいりといふ

ちく五人は一日の暇をえて家より父母兄弟親戚に渇す

掘りとるは家新紀の執金剛八幡中乃志の若ひと楚ずの事と可なり歟 四月十五夜勅ちく御後者一日樽をゆるべらるこれと放夜といつてはひの鄙をしかれ事ゆるとは人えさり

廿日 今日五人乃稜の袴そろ上稜なりし稜領と黄金ふ事あり これ武士乃領乃領と いたつとひらさ事なりかとをらゆるを

ちくといたつて初新祝と縁ぬ月ひ さゆるこれ と縁よこをろ うしひるるの女り

晦日 沐浴

○凡数ち人功こかしこ事ハ時ハ家内宅中 と主とくを掃除するをありこれハ毎月 毎日て家内宅中掃ずおなく掃除ぬれど 毎月中 掃除をはよたやすくて人功とをぐき それぐすす翌月 四月ハ人毎月晦日ハ法司 乃仕事をて交中と掃除ひとつなる 廻表武小又とり

○荊楚歳時記に元日より月晦に至るまで毎日
鶏を殺つて食とす古人とうの人武に氷
のごとんで寒を凌ぐ毎月五日弦月晦朔日
四月を初年とすることを以て俗おもへり今
いく歳とはいつて今乃世民乃ふを年始と新
歳寒食をとることを云といふを以て縁りやうれば
世月世人切りく新歳と寒食す 拾ころ〻数中
家材記にやうく
歳此歳歳の風俗為年
為と云ことを号して俗生とまんこれ歳 四れ歳寒のころ
なるこの志ことを家初め男女ともて親戚乃ものを
ほとて往来して寒食の日一世月世人寒食を

ちして彼此多く鶏豚を殺すことを用ひ一
世人月晦日と用ひ号して又世人世月多く飲食
て 粉飽をつくる寒食をいとく新歳の事こす
ちこれハ二月天氣和暖乃時名帝一花開時小
もく新歳と寒食人乃寒食と牧樂
をふ時多り古人花樹家の時を二月花
平時なるべし 啓代寒参の章貞外寒花樹
八歌て
今年花 此年始ちる人八新今年一老始知人
老花如花可惜春日 天年掃花未花才不可

一薩州郷士史書記、朝鮮恒貞、表撰

玉紅春酒香

ちりしとも親戚すくなき人越ハ方より兄弟ちなみ
ゆゑ親密なりしをぐ〜之恭情よ仰とべし

弐月元日より晦日まで世俗ハ歳酒ハやうく
勢ひ幸ひ唐林門巷の元旦酒ハ人々と用ひ
酒とあるゆゑとうーとしてハ有ハ業酒ハ方ハ一年の
乃ち酒乃方ちあり十干一乃酒なり但十干ハ
陽と陰酒とす甲酉戊庚壬これなり又陰
酒として丁己辛癸これなり甲の業酒を東

宮甲乃方ハ丙の業酒を南宮酉乃方ハ
丑戊の業酒を中宮戊乃方ハ庚の業酒
を西宮庚乃方ハ壬の業酒ハ北宮壬乃
方ハ甲の業酒ハ陽酒とす有り
を方にあり又乙乃歳酒を西宮庚の方ハ丑
丁乃業酒ハ北宮壬方ハ丙業酒ハ東
宮甲の方ハ丙の業酒を南宮酉の方ハ
丙乙癸ハ業酒を中宮戊乃方ハ乙丁己辛
癸を陰干とす有ハ乙丁己辛陽ハ干
よ那今して酒とたすこと〜くこと甲の妻

やう　お合人あるよ己の業法は四に五幸と爾
の書　お合すあるの幸の業法は爾　ひと庚の書　お合と庚　己の歳法は庚
あり癸と成書　癸の業法を爾　五作られおそれと　合る書世界の蟄　書世　丑蟄
と甲の書　書世　合れ蟄と爾の　書世　蟄と成の土の書　丑　丑　合
配合　　の法湯配合　一年の月形物と生する法

ある方　彼の名あり　これ　湯
合れ　ちんや　と彼　ちんや
古礼　ず　ば又時刻が　蟄　閉
年　い　喝　魏　乃　天
乃書　利　寒　の　て　見
ば　利　寒　の　て　見
ば　ど　ん　犯　孫　る
ず　て　の　び　義　人
ず　て　可
又　月及　月九　月　世　月

日月の変とさとるべし。わう掘とるゝ聖孔大宗伯
〻寅卯辰巳日月星辰を義云祭日於壇を月於
坎揚氏云春分朝日焼夕月北を日月之正
祇也賈逵傳伝云二代之礼天子春朝夕日秋
暮夕月鄭氏云祭日壇を月西壇顔氏云朝
日〻朝夕月〻暮清迎喜初出也 日月を礼事 牧村氏 世典人部通考ニくわし
これらを天子の日月の祭り給ふ事とそ。二条
朝臣人皇五十二代清寧天皇の御時天照大神の
ゆ告ふ。うゝ卜部氏の祖春日大明神より二十七
代の孫智治兄と云ふ社頭より勅命 わうゝ玉塚の

東山ゆ出ぐ給みくゝ面白とゝるゝ人形出をゆく日待
とゝ云ふ。しかるに日待月待の事ハ如こゝろくい
つ〻今の世信士庶人よりてるまで惜と惜し給
とゝ云ふ世祈信とも云ふ命飯食とゝるべて日月
の変とたゝ一日待月待と号法天子にあらず
て日月と変ゝるゝ小儲の死れて見れば
志紀ゝる仏事ゝこれは志うんやむう。善のだ
丈事氏の天子の雅楽と惜し八佾して庭小
策世ゝとゝる孔子そゝ王法ひて色とゝ思ふ
変くいづまとゝ志のゝ小ゝゝ世のゝ変ゝ

ぞんや日月と徽號の事を
とり日月をあらそひ出ぬ
あや祇を地祇とうけ給ひ
あんや五刑は天の地とまつり法儀の穢
と為り大更の祀と為るとも
古をこび祀と為るべし一祀を為これ
てこび祀と為り或は一祀を為るも文番礼
ふ月をとり上いまとかね為り事ゝ乃下のこと
と僧すの事ゝとめど為まべ天まるはるもせ
天地日月といふべし為べ為天地日月いふれ

ふるべ〳〵あれ為べ〳〵あるべ〳〵ふ
久しといふこもなんそはやりく為るは為
度ま又祇為の為ふ日祇とい天地を祇と
為ふるなり月祇を月後ふと為ふるなり
三五を祇三日の祇月後ふ八月乃祇を為べ
ひなりもし為 邦乃法ゝ為ひ日月祇
為ぬんとなるべ為ふ矢沐居寿戒し為ま
為ふく為祇と為ふ為日を為し夕ま月を為
をべ〳〵日祇為ふ為ふるふ朝日一月ひ月を為
為ふ十為祇と用為べ〳〵かくふ為

あるいは世よりおのく書をあつめて、あるいは
異説とて、のへ弾指と沒入して、天子にあらず
たゞ日月と称する事いかゞ。人臣道理なり
元始終此者となれば人を強くして世にいて
弱あり。いとんや天地日月と諸侯乃至万物の
とや我日月と久しきを万物ふるを弱
世をあつて孫子。保ぞうそのもの
天道神明いかりやあるをまたかれを世人と異説
し給ふ。あいなし。しかれどもいくのごとき僧侶
乃弱うさるうなぐ。どうぞ善よりさいとう

乃道理なりとうれしきしむ。言事なり
又倭姫命世紀に神さとうひく神よつうる道
と給へよりとうへ命いとく仏法乃起と云ひて者
て神明と垂迹しきれとうとうされい神四い深く
仏法と三宝乃起あるあるむとうり伊勢太
神宮へい関和二所さをふ信尼のようぐ此信
をゆりされす。さのうちの姫武武伊勢斎宮
乃三綱と仏と中をいひ紙をいひ信と
あくさといひ寺と尾ぶさといひ信と鬘もく
びに尼と女婦もと云齋と片脇といかれと内

乃七郎といふ又和の七郎ありこれ祢明神ふるく
いにしへひとりの女ありこれをとゞめいはくすと云
なでうるまく朝とかへてこなつの事かくれざるし
たゞ爲の今日給月給して日祢月祢とまつり
をなほ俗を強し給はしめ給ふ祢明と
けゞしまりあれどり望入れうふすこうすまこに
さこりたつこゝろぬうれつこゝろぬうこゝろ俗うん俗うん
を賀くを参せざるしやそのあやまりよなのこうの人
多し天地祢明ひこせ乃ぬ乃ぬ俗まうのせあ
とうきゞし之こゝろかゝ系地祢乃ぬ乃ぬつをんぬ

で月祢月ざりひとをなう事祢給乃祢ふく世代人
天理をあくまで紀まへちりかゝ系地祢代をとる
之へうしてれいさこう妖亟贋俗乃こまうこゝにてなり
うひて高くの偏と云々見あゝて白天地祢明の
なりとさとなりうまこゝこゝ乃も世俗乃あや
まりに智こく参せ方人乃為よりと知ることのこ
又世俗よ庚申待とてもこうのなりあれどち山月の
のこまこ事こあゝまこ之どと月祢月待よ勢世系
ふあれいこうにさてこうり俗ふ西湯雑組よりこく
尼庚申乃日三尸人のるとふもこび庚申を

[illegible]ひこそ[illegible]び庚申とちれいこ
[illegible]仕す又大年庚辰よりそく[illegible]を三尾[illegible]
常よ人乃中のくを[illegible]とうゝひ祭
庚申のよ知ごこて上帝よ祈れて
仏とまのぶこのまひこ三尾と縁ゝ一かくれこく
なをとれこちの祈仏めゝ大上厳[illegible]編ゝ一
いくこちの祈とこくく人乃れ乃の中のひり
人乃善逸とくく考重く庚申乃ほこれ上
三尾乃中のまれ天曹乃ふて上りて此
人ちくの乃ぞ[illegible]の逸事と知仏ひこぞと果

おはぐろれ人乃あやまち大なれば死より一ち紀
十二年乃寿命とうゝひ小ち[illegible]一年六十日
乃食とうぐふ有よ[illegible]と祈ゝふこの[illegible]ゝ
てこれをさけもとありかゝ[illegible]
んぞ仕ずゝたゝんや猿[illegible]
ひゝ猿不善乃家ふハ[illegible]
ふく吸[illegible]の[illegible]ある[illegible]人乃数
庚申の夜祈ゝ[illegible]善とすして
まぬこ[illegible]ゝ[illegible]ぬ[illegible]と
祈れゝ不善となして死と天ふ[illegible]べのゝ

かゝるなきを拙しとなすべきやいなんや庚
申とゝもとハ爲ゝ乃義よりあるべきなれ共孫ハ
らゞして繼明よりてゝを以今世の俗これと
ちがゝ婚姻とすと云て庚申と勢と稱と
あやまり乃上に其の屬よりちがゝべし又邪邦
ゝく庚申ハ猿田彦大神乃爲と祈ゝ日あゝく
其大神とまつるゝしいなを作てこれ又
婚姻の徳なり又庚を金なり申を金なり
金と金と朝すゝ日あゝつゝしむべき日なり
しかるゝ中ゝ土と入て お生れ勢とゝゝ

是又警徳なり又紂のお刻とゝゝ庚と申
ゝゝゝやいゝ紂ゝ猶ゝ程ゝ人ゝ猶ゝ程ゝ
覺て紂乃たゞ流俗ゝ是ゝ程ゝ人ゝ猶ゝ程ゝ
ゝとなすゝ是ゝ可ゝ可ゝ是れ猶ゝ程ゝ
と曰ゝ又ゝ有ゝ是ゝ猶ゝ程ゝ人ゝ猶ゝ程ゝ
ゝ又ゝ猶ゝ程ゝ人ゝ猶ゝ程ゝ庚申ハ今世
乃邪法なゝて釈氏を法べゝ法と云ゝ世ゝ
法度とゝゝ其婚姻ゝ乃事を知ゝ
稱ゝ猶ゝ程ゝ人ゝ猶ゝ程ゝ
ゝ又ゝ猶ゝ程ゝ人ゝ猶ゝ程ゝ

神郡明神の社家宮初世寺庚申と云うに
て弘籍の周長代傳り唯教推四月に石橋
寺庚申と云るよし

世俗四月九月と云三月と掛る事云るべ
中事なりやくくなると云てこれ雖然
四月九月上皮唐こう人東ひ足すり清水雖
ふそく仏法に此三月為尊素月不宜殺
是破僧人分京師官命下列伝初石橋三月
四月殺頭文中外皮不殺之者ハ稱殺文数何
五四之基也とかりて郷郷代郷編こうく四人

九月石上皮戴地つくく釈氏乃勢編と天帝
釋宮殿とかくこの大神列とてこれ無月一ヶ
掛て人乃善惡とすこの三月南瞻部列と
てこれ唐人これと云くこれとひつず四三長
月美張国く唐家といまむ石上皮家世国
ことなんこと云とかく五ヶ唐氏乃仏ようかて
傷害ばくなされこれ毛地と編すると及び世人
るるすひ拘らよるびまびて可なり
をこうこれ四月の猿猴乃像と国ーこ鬼と厭
七月人ら唐義に人えこう孤 国ると猿猴のう

世ふ久しくを伝えて行り給とつたへ
を掛すり志行りはをべ廣遠史よりこれ氏の
年中に強梁なるの科華ふ廣世ーつ及第
世ぐり事を酌く潜て給すり給これと伝の
えれを袍帯を給りて華ーせをぬ明皇愛の
或年の二月元日の夜代蓑をひとりの鬼ぐ
ぐ盧耗と称して五箇とぬとむ時よ一大鬼来
て小鬼をとらえてこれを呑明皇驚のうらに
こを問ぐりと回答べが射くやうく陛を絶面のの
年強梁をり口を張り目を怒り袍帯の華と

給ふ鬼ぐ武官の姿ふ出興と新せんぐるよ整て天下名
耗の鬼と深くとり入ひて髪さ尖ぬをれいら
吳深生ぐ命じ丸像と図ーてこれを懸ふ
ぬ家らをーとあん吉をのたりなるくの
ぐ家をぐ強梁逃張侯謝賜強梁表あをべ用元
より奇流よりの事ーなること久ーー掛をの小強梁
梁をよいく強梁唐の明皇丸義ーり紀ーといひ
はーふの名ぬりの史ー竟暗中の名ハ強蓑字
を陣邪干弼家ハ強蓑宋丸高藝り殊の名ー文
強蓑をぐ葵と姫と蓑同ーて字吳のの乃ぐーを

東都の繁昌より時珍の説に
也とかゝる又考工記に
也とあんて云菌椎の形小似り椎又菌の形よ
似しかれいなと図す俗ハ称乃一椎と称く是と
うつ図と畫て敢注題とゝつく事とあむるの
図く注題の説と紙くこれ未第乃鈍士しく
是と嘗ふくいふ菌ゝ有ずとなりてうれ説と
しらず
雅姓氏ゝ時珍ゝ説とすべし
彭遜史乃説のごときハ彭説なり俗で先姓

をゝゝ婚人や者く書と作せバ書ゝ紀不与
じといゝうゝむべなりれ
又東都ゝくい元と大師として義恵像ゝの像と書
てつ戸よとつき邪痛とふせぐまじなひなり
ゝ古く俗人乃家ごとにもゝるゝ有ゝ書ゝ
小道画像の新像と称く乃民ゝ押ハ如の
俗ゝ時殺と称く言とつして誓くいく
新像と動んゝうゝ邪魅害毒とゝ
うんと又弦ゝ疫と除ゝとゝ
如ゝうゝやゝ乃こと共ゝ毒と先姓ゝ口舌とて

はるそひ紙し道とまるびぬ明るるるバとの
びるるれまるあとるるく
ひ月樹末と稲穂べし四月と末とるゆ上河ま
を古書ゆ乃えて樹と切く蔵の揃と世月
ゆ又紀茅と稲穂べを世月の布し庚今
廣義よりてるうこれるる穂ま乃穂とゆく蔵
生活とる茅ゆ茅改全書よりて、九後ゆ末
と樹るふ下強乃後上弦の茅ゆ 下弦とハ廿二三日 とて上弦とハ
八日と 陰乗八月ゆ陰くゆ雪ゆ陰とて知べ
氣盛たる河末乃生産全く樹茅ゆ樹ゆ

稲穂ハを揃とやゆ揃末をれべを末とやゆ
又いるく元果末とゆ揃ゆ先九月乃中比後
樹れまるゆと姫るく縄とゆるくまるゆとかるをゆ
るゆるゆ乃ハ肥土とハ水と流べし次年正二月
るるるゆ乃揃穂ゆ河土と生分ゆ揃とゆて
土とるを加るくるゆ上ゆやるるる土と加え
地面ゆ二三寸たるくゆるるる土とるゆ
くゆ重べるく次穂くのち生月ゆとハ無乃水と流べ
世月柳乃枝と切て流ゆ揃ハ速ゆ穂乃ゆと月全庚
義ゆ乃えるるゆ元代世月枝と揃て河ゆる末ハ枝

梅 椿 樒 園柏 五葉松 海紅 海棠 山茶花 夜梅
山茶 薔薇 芙蓉 櫨 柳 土と等分にして植べし
よく肥えたる地よろしきつきかへて
枝を多年のごとくよろしき新のおれ枝なん
えだみなく先完とさして植べしその完をぎ
り枝を四月すぎ七月ごろ
落枝をうゑ或ハ五月ごろ
あるいハ九月ごとくとれば潤せざるすくなし
結ぶ切りて根生したる時移 うゑべし又梅

きりの蔵新芽ぶくの木ハ五月梅雨の時植べし
牡丹 芍薬 ぶくの木ハ四月の挿べし 元さし木実
うゑ年をへたるものを生ぶくもし 牧丹 利用 芍薬 百合
数子ハ十年八利用 櫨 柳 植べしとあるものハ
元さしの元苗木と植べ 百合 芍薬 ハ
中ハ蔓んでるれ生 程と 新しそ 新と 芍
実をふるをとこの紫 紫の乃 牡丹
生 苗 前 可 新 いひ 新 牡丹 月 月 時 住
無 人 間 ところ 牡丹 薬 あるう と 新
て 五 枝 生 和の 化 とうゑ 新 方 べし

歌湯ひの梅花侍よ

濃源紅白宮和間。先後仍順次第。我欲問城

橋酒七月末。一日不花開

楊孫斜ろ三つ〳〵種乃侍よ

三匠初開見蒔卿夏開。三匠有開明。謝奇奄宵

三つ〳〵遠一匠花年一匠咲

趙孟頫ろ蘇仁杏ろ

白鷺梅根説遠仙年及見ろ重〳〵。老年但歌

漆塔梅ろ尚匠花結ろ時

四月ろ殺生ハ初ろり有よ本とろろろ

巣とろりが〳〵ろろろ

むまれろ酒ひちどり歌乃ろとろろ

ハ車月金ろ乃ろろ

金秋ハ時殺害孔子乃曰数一樹数一歌不ハ

時抵者也ろれ義よ有り本とろり歌とろ

ろ不時とハ〳〵せどろ

天地乃孝ろり

壺中孫ろハ〳〵壺ハ月天地資始乃相伴ハ

有ル国密して志ろ和と泄ろろ

ハ月狸肉とろ〳〵ハ猴と梅ろ蓼とろ〳〵ハ猴とやブろ

生薑と今人は面と遊風と称す又鬱と云ふ
こゝろのいと又響義あり此れ病と義して病痛
乃勇と遷へし　月令廣義 夷則 蓄書考

元一年より七年二候なり又日と一候とし三候と一
氣とし六候と一月とし七十二候と一年とす
四月より十二月まで毎月各六候と云へり先
四月乃六候第一東風解凍第二蟄虫始振第
三魚上冰　右立春乃三候なり第四獺祭魚第
五鴻鴈来　第六草木萌動　右雨水乃三候なり
元一日一夜漏刻乃数を以て百刻とし八漏水の

内より五〇〇乃数あり漏湯は清
長に応じて長短乃長短ひしうす
るが故に刻乃長短ひしうす
しかるに五二千四刻乃刻なり刻は八百
先より少し多く刻乃長短たくひよせ給ひ
先立春乃日八百四十三刻乃千分乃千六刻
十分合百刻なり雨水八百四十又刻乃千分
乃千四刻十分あり元六千分と一刻とし
月令廣義
五百六十五

日本歳時記巻之三

二月

[illegible]と云中と春分と云○二月の異名　仲春　令月
[illegible]と云○二月の初午と[illegible]と云
[illegible]

初日　中和節とも

二日　今日を[illegible]節といひ[illegible]湯記に見えたり

○盂蘭盆　[illegible]臺律考に[illegible]閑れ定王
[illegible]　二十七年四月二日盂蘭盆
[illegible]の二月二日なり

○國俗奴婢を[illegible]今日より来年二月二日まで
[illegible]朝[illegible]月[illegible]日より九月[illegible]まで
[illegible]仕[illegible]奴婢ハ財をかりて年数久

ちく房の元奴婢を教ちよ孫乃おもさとのこ撥へうす又才籠乃ろものとあれがらよぬむ〳〵ら沈賀寅にて才あるをいをさい多てまれな事いたく惰寅なるものと撥へ〳〵（臘仏いく買奴僕は牡蠣寿宵分る徼寅者）毎才乃りて仗食んよかれひろもれい多くい奸曲まりもろこ乃ちさ淺よ上等のるよりりを多人とつふて〳〵をもはをるりを姫ゐ已い奴をを徒へ〳〵ら沈下賤乃ちの年久しををくべうるのしすを事とだてんはをこすりれどりてあやまち多さものあり約束と一年と定めもそのへ不ぬを煮年も過〳〵

八月　釈迦佛乃生日あり　佛祖統紀ゆ周此脇王二年四月八日釈迦仏生とあり但周ゆ年の月とて四月とをれば四月い今乃二月ゆ當り涼屠氏かる事を考ぶ〳〵て夏四の月とをらゆいはやまつをありと古人乃説ふ見えをり

十五日　提要録ゆ今日を地獄いふまい乃ゆ元中者百鬼競ひ哭く説ふなれば〳〵を沈賀と沈〳〵ろあり八月十五夜秋の真中なを八月名と号〳〵て月を賞すろこと〳〵いふ〳〵

○佛家ゆ今日釈迦入滅のはて涅盤会と号

ちがへたるなるべし月建を考へやまんかゝ掛ごとの小旅邦
衛の國れ擬五五十二年二月十五日佛涅槃すと記
せり月の二月ハ今ハ十二月なり去る廿今十二月
十五日とゝく佛涅槃ゝまゝ
十八日　孔子の卒し給ふ日なり　孔子の生卒の日ハ孔德ちう
これハ孔子ゝ十代の孫孔衍ゝ孔子の後なり　くしけ二月かゝし
二十八九日　ゝ法文殊と田舞ゝ操ゝ武ハ市ゝ
ふゝし上巳の草解ゝ也ゝ有ゝ雨ゝ他ゝ人ゝ
農ゝ丈ゝ指ゝ無ゝ
除日沐浴

春分ハ日夜のちがひ〳〵ゝ河あり寒暖ゝ雨むら〳〵
ちがひなく夜ハ長くなり日ハ出ずるまで二刻半と晴ゝ
日入ゝ暮まで二刻半と昏ゝ昏曉合て半時ハ
夜ゝ屬ゝ也ゝ也ゝ也ゝ也ゝ明ゝ方ゝ也ゝ晝ゝ也ゝ
ゝれば日夜ひとしゝ河ゝ也ゝ也ゝ也ゝ夜ゝ也ゝ日ハ長し
冬ゝ也ゝ也ゝ一湯ゝ東像ゝ也ゝ湯ゝ雪ゝ也ゝ日ゝ也ゝ
ありゝく春分ゝ日夜ひとしゝ也ゝ
春分の日考妣先祖ゝ也ゝ元人ゝ也ゝ也ゝ
考妣先祖ゝ神ゝ也ゝ也ゝ考妣ゝ也ゝ也ゝ
ゝ先祖ハ祖父祖母ゝ也ゝ先ゝ也ゝ

いうへハたゞ考妣とまうす説云ハ曾祖父母の事
なり稚子ハ高祖父母なり小子と書くしるしの字
誤なとはこれハ母をむくゆる心義なり又母ハ祖
父我身の根本なり三年の喪ハ嫁よ舅姑して
附とかくこれをもつて遠きを近けんゆえ日一年
又日なり字附とは首なり字附ハ悪ハ仲月紙
用ゆへし　まゝ分夏ハ嫁ハ舅なり妻ハ二河
まつをすなり忌日ハ死日なり一年又ハ一日也
和俗これを猶用ゆ毎月の月ごを古法よりなす
日年ごとに中略なり

素食とハ可なり春秋乃季ハ忌月ハ季ハ何なり
じめ斎戒して季食と後ごとくなり
と仰ゆ　日本よ昔ハ豆腐と用ゆ
豆ハ鼓形器と用ゆ
なる物と用ゆ　又ハ高坏
食と用ゆれと　日本ハ今ハ魚肉を
ときもとめ　俗ハ肉
左様よ志なん人ハ又ハ
土俗ハ鮭と鮒
ゆへ

とうへい　なほ和尚を称奠さく相延より年こと二
度大学寮まさく孔子を祭りて二月と八月の
上の丁日かの孔子の誕生日と孔子年のまつりなと
ゆなくれば中の丁よりあり但大学寮ハ孔子ならび
十哲と奉る法國ハ先聖文宣王先師孔子と
奉る太宰府ハ先聖先師周公を奉るなり
延喜式ハ文武天皇大宝元年二
月より始めらるる　後日本紀　後苑院寛
正年中まで行はれしかの後此儀絶しかやうなる儀
孔の後此儀絶しかやうなる儀

ばかり孔雀人ハ上一人より下万民まで
万世師表ハ　南朝ハ孔子を奉り給ひし事也
秋英乃礼式　延喜式
沙弥沙弥尼等ハ　解脱

春分秋分乃初日より三日あり日と作して
七日を仏氏乃づ者く彼岸と又彼岸乃中日
を中日と乃ぶ者又時節ありて七日の乃世
俗寺ハ和尚ハ仏像ハ僧ハ　僧ハ　僧ハ
經法師と乃ぶこれを彼岸会と云　塔婆
和尚等ハ　南岸ハ大乗　彼岸ハ小乗
又日出日没乃支岸彼岸と彼岸とひらきの

ゆくとなりしかるのごとくなるべきことを要れひとしき
事とおもうおもうにあれども
をなし又仏ゆくしるしなるべきことはしてつくべきこと
樹王山聖樹王のごとくなる仏の乳と絶樹菩薩の泥と
引て和尚天乃例よりなるべきこと樹の二月
おいてひとしくなる七日七夜よりして後秋八月七日果然摩
磨昔天帝釋等各集りて七日八月世間の長人五
人乃名と常花を生花彼岸涅槃彼岸有回宣取七日と
修善業いまの書婚七日のうちに事たしなるべき
ゆえ低平花八縁より彼岸七日年八月仏の乳の者年

きたりしとおもうきたりしとそれつらつらこれたく我国此
法居氏乃多四乃事しるく中寿天乃多すべきこと事
なくしぬ古これとき彼岸乃事と書たり天竺
論花と乃書一巻行りこれ天竺乃樹菩薩乃作て
仏乃ようにくわしく仏れと仏書あり我国此仏の作り
てかく ひとりうるくしく又日乃涅槃かてひ
くれ事とこらくきくさうり書なりこれ西乃誕此事
のことをより多く仏書と引給れて別くくるべ
書いたるものもとおもうより嵯これくれ書と仏ずへうる
ゆえこうこう社日とく春秋に二度立花と乃ようより

土をよく方起と書ひ又穀と生ぜぬよう[illegible]農
事れよりんるとの〳〵秋いえれ野蛮と称ずるを
まんその日八月五義乃陵者又の成れとと[illegible]
与林れ後者又の成れりと称社[illegible]
日と月の弾記みを仲春擬元日命民社とかり元日八月日のこと
風候通よりそく若工れると倍〳〵より童遊とまれを
舟車乃知りこと乃足跡れ[illegible]と[illegible]
いつまでも〳〵有る紀て社祀とす[illegible]
民ゑ乃〳〵旬跳氏と以平水土有ふ紀て社[illegible]
弾記郊特牲ふ鷹ふ民乃天下と[illegible]

農としよく百穀とその夏れ蔡ゑ乃ふく関乃
業継ぐ有る紀ふ以て穂ゑす若工氏の九州て
覇ゑ乃対そのゑと后土とよく九州と平ぐ有る
紀て社ふ社ゑすと[illegible]（蓋邑ふそく要百穀て橋樹の穂々百穀乃氏ゑり有ゑ穂と必ふ）
乃祈と為ゑ乃ふ社を土祇ゑり穂ハ穀祇ゑり土穀
ふ[illegible]ふく社日ゑい村民たぐひ土来紀て酒食と
酸飽と紀と乃人ゑ[illegible]弾演の社を乃祭ゑ乃ふ[illegible]技
俳醉人帰と花ゑり又ゑ日氏酒ふく聲と活ひ
有る活鳴酒ふ[illegible]と海緑弾事ゑ又ふ[illegible]

蕤核仁　蕤核仁は湯液の藥にやく藥なり　てきこ屋にもうひ
きりあるまこかの藥にハ　清たくさく　清茶藥にて
ゆ　近しゝ茶の乃ねとうゆのまこかと　とろろと
面しゝ　ひきうて　彼岸ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
百民ハ　世むろ　たゝと　去　人の　ゆ　ゆ
とゝ　まこかも　清湯　日　ひゝ　ゆ　ゆ　一年の
大藥　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

殺煙草。胡麻。芎藭。蓽澄茄。蓽撥。木綿。蓯蓉。蘿蔔。白合。葵。
紫蘇。萬苣。甘草。ゆ。ゆ。ゆ。雞冠花。茅根。紅蓋草根。葵
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
月　ゆ　但　牡丹　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
月　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ
ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ　ゆ

うめのかまくれうゝ又そくゝ八月法果に培へ
七月法華根と接へ根と接へ根ばむへし沈春中ゝ
そくゝ古法華芽と接ゝ芽と接ゝ二月八月と用ひこれ
接よりそくゝ蔵し紀二月に芽し八月に苗ゝ
根ゝと有ゝこうゝよりゝ紀ゝ人物ゝ蔵ゝ生ゝ
良時ゝ女ゝ大率根と用ひ根ゝ芽ゝ
時ゝ人ゝ津澤ゝ人ゝ物ゝ出ゝ
織人ゝ芽ゝ蓋落地芽ゝ芽ゝ前ゝ紀ゝ
実ゝ沈ゝ黄ゝ物ゝ出ゝ屋ゝ
根ゝ苗ゝ

へゝ芽ゝ根ゝ芽ゝ足ゝ芽ゝ
今ゝ芽ゝ芽ゝ開ゝ芽ゝ物ゝ根ゝ解ゝ
清ゝ芽ゝ物ゝ根ゝ芽ゝ
蓋ゝ用ゝ初ゝ芽ゝ物ゝ芽ゝ用ゝ
芽ゝ物ゝ芽ゝ用ゝ初ゝ芽ゝ
実ゝ用ゝ実ゝ蔵ゝ紀ゝ清ゝ月
と以ゝ人ゝ蔵ゝ土氣ゝ晩ゝ天ゝ慰ゝ地
三月ゝ芽ゝ芽ゝ清ゝ月ゝ
ひゝゝゝ芽ゝ月ゝ
芽ゝ芽ゝ人ゝ月

毎日と稱して灸治をなすべし　西洞の人を二月或月
八月十一月より灸して湯薬をたすけ和剤をもちゆ
べし　八月三里絞骨より七壯灸して毒氣を洩すべ
し　又ある人脚氣衝心乃病をもつて毒氣叢書をかんて
より法乃所書より尼弥人弥たるべし　年月日時を
弘て鍼灸の日あり　光素問雖然もより古方明醫
乃ことごとくあり　後世術者の法を見ハ信もちゐ
すたる事の多ハ其ハ法乃ゆゑ　天ハ海内
あり然ハ法ハ腑にあり　之を素
問乃ことよりかれてつよ治ちうし　鍼灸聚英より治ちう

又月毎月を稱して二百餘種をとれハ毒氣と
申　電初めて者を治ちする時　此より夫婦の事を
月令廣義より見て方
天寧和暖の時節外邪より逆歟して血氣を解
暢をへし
朱子乃治法より月経より仲春令令男女
婚姻の法より法陽交合成婚姻順天時也
三八月男女嫁娶乃礼を行く宜しき月なり
八月遊を貪ハ大に益なしと千金方に見えたり兎を食
ハ絞と傷る雖ようとくハんとやどる英華及源流と

ちくハ瘋疾を去ると聚あと食するなれ大蒜を食へ人をして氣あらしむ小蒜とらくハ人の志性とやはらぐ生姜と食すると已又落花の濃茶を飲てとゝ生瘧瘴と為ス月令廣義毒書

二月乃六候 第一桃始開 第二倉庚鳴 第三鷹化為鳩 第四玄鳥至 第五雷乃発聲 第六始電 第七春分の三候なり

晝ハ晝四十七刻夜四十三刻 春分十分夜四十二刻 月令廣義

三月 弟と潔斎と云中と穀雨と云○三月の異名 季春 暮春 桃月 桜月 姹月 ○三月乃和名 やよひ 弥生 にいさく風 春ゆく月 やよひ月 少よりやよひ月と云

二月 沐浴 艾餅と雲ス

三日 今日を重三と云又上巳ともいふ初巳ともいふ

いにしへ三月初乃巳の日を以て邑ス 三月巳辰月 辰月ハ巳ハ巳を潔日ス 右禊を潔くスなり

流觴の宋書ハ龍ハ流水を用ゆ巳乃日ハ

拘ハ流水ハ今日艾餅と食し 桃花酒と

乃ち艾餅と桃酒と飲ハ

今日艾餅と云ふを考ふるに新豆粉団子

三月三日開麹乃汁とゑとく密こ合せ粉こ和す
名付て結石粹　倍数米倍あり　これを食とをすべ脳滅
毒を去る也又　ゑとくの麹麹餅中山城深草産
時節去熱嗽雑米粉合甜美あり　これをゑて
足をいもろこしの麹麹を用ひくゑとくゑて又
文徳実録第一巻こ西京こ産あり　俗こ黄米
名つく二月こ始こ生ず葉細にして長し二月
こりこ婦女これとゑとく蒸し搗くこて餅こす俗
ゑとく米粉こゑとくこ搗きこりこれ小餅　風味ゆへ小
麹麹餅を用ひしてこりこ乃ち麹麹と

用ひざりて丈と用ひ来りしこや又錦繡百紙巻
おいこりこ勝乃遠江武人草餅を供こりて遠
江こなる俗遠江こりこれ味の美なることを称して
餅酒あり京師こ求めこ用ひ世人こ伝り遠江
名産と称べしといり後人此事をおもふく二月
三月こ草餅を作り組盞にもりむこ餅のかこり色
ちりてまれりとゑん去りもいたりかるか
形をとりこ小麦かくこりとて作こて華
事とす人こさるやもあり決て誤なり
作ることは中古産物絶の後とふく西こ人桃酒

とのむ事月令廣義に注夫まさとりてはなく方樵
花とれなく酒よひ〳〵これとのめハ病と強さ紙色
をうらかはとなん樵花を酒に浸さいひ〳〵なる花と
用へし中葉乃花と脳をれ鼻血のてゝやまぬと
中葉まよれんえ〳〵り
○ゝゝこ〳〵天保年間乃人もかれ〳〵すれ〳〵へき事か
ゝゝゝむる猪あり此頃乃人ゝ
先り俗部に天保元年乃上巳後二午日天中元亥湯を
乃親なりとれ世俗の貴すの酒にてとのくるれ花
時食ゝ〳〵ゝ宴数〳〵宴楽ハ先ゝ考妣生稚ゝすめ

さはいんなこゝろよう豊乃ゝ軽ゝ事ゝ事ゝ
ゝゝ〳〵ゝ亡乃軽ゝゝ事ゝゝ〳〵ゝゝゝ乃ゝゝん
や前乃ゝ〳〵ゝ代果蔬ゝの乃ゝ晴食ゝ〳〵上巳の
草餅清年乃粽中元乃蓮葉飯ゝ湯の葛湯ゝ
飯の類ゝ毛と蓮ゝゝゝて蓮葉に酒ゝ〳〵月
初ゝ雑煮とゝゝゝ猪れゝ
○ゝ〳〵〳〵今日曲水乃裏とゝれ毛ハ川乃上ゝ遊遊
〳〵後樵ゝ〳〵流水ゝ觴とゝゝ樵ゝ蓮花と
ゝゝ作ゝ猪と作ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ作ゝ
ゝゝ事ゝ乃ゝ〳〵ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

続斉諧記にいはく晉の武帝尚書郎摯虞に問ふ
いはく三月の曲水を義何のとか為や摯虞答へていはく
漢氏章帝の時平原王徐肇三月初巳に三人
乃女を生めり三日にして棄てこれを溪水に捨てしに一村
の人怪しみてこれを溪水に接ぎ盥浴
し遂に流水に臨みて宴飲す是曲水の始なり
きくの起り帝のいはく出典の事
いかんすや尚書郎束皙こたへていはく漢虞
出生の日ぞこれとちがへやむ周公ト洛
邑をつくり流水に臨みて庖をつくる故に曲水
羽觴浮波又秦氏昭王三月上巳黍汁の如金人を
てみ而て出水に飲と按ずるに曲水蓋漢後漢ころより
及秦乃覇統侯国興立る曲水蓋漢後漢ころより
お所ゆくこれ蓋事これ帝乃ちいはく善金ある作と
東坡ひ執を虞と左遷ちく陽城乃今こせり
ちなんちれと東皙の言を又一説の隨令行
行とるにあらは又風土記ふを後漢の郭虞の事
とあげ行りしの説後漢書禮儀志三月上巳黍
益稷千東流水上に行ひて流れをてよこれを
ひり郭虞と姫ちを流すあるべきこれ鄭乃國の俗

三月上巳乃日蘭をもてこれを寄く不祥と祓除をなす
詩経の鄭風にも見えて桑者水に浴する事湧浴は
作れてより此始なるへし

蕭穎士禊飲序禊逸遊也鄭風有之蓋取諸
胡蘆象道陽氣敷暢握芳蘭臨清川乗和灑
矣梁文粹曽令三月宴序云以酒食出于野曰禊飲古俗也

秋、羽觴曲水乃宴と称して事都家天皇の
御宇より始まりこゝ御出て后國々も其名
乃家の行事となりもへして今を中絶えたるや
禊楽合編に日本三月三日有桃花曲水宴とあり
新撰字鏡定家卿曲水の宴乃哥あり
光くりなきもや御ひ乃そこの名もありぬれ

多の花はさきつあり　又こと安き今さこえちに
ねのかひそのおらぬはよ所によりかされなもに
ちらよ事なるを始かなり

〇又今日闘鶏合とうろうのあり世俗の説よく見へろこし
乃事にや明皇の時流門か見て事に親と鶏を闘ちむ浴へ
しに知るたく給よつきのしたい少兒五百人を
治鶏坊とものをとまうて雛をかせらうしてまうや又かた
明皇八元年の年中にも清明する闘鶏さこみこ浴へ
しよし東陽記にのことものつまてかへ伝りし
今按それこれ唐乃玄宗皇帝の事なり、東城父老傳

博奕義時記卷三

博奕義時記卷三

こいふ書よみ玉ひ玉典よ食の節句
各歌と聞しめく給しをつり又清明ゆ
とたくさん出てあつまりて可也侍りたよ
ひろ夜乃家の方事も清のりゆ事なり
かく書りて我國ゆ歌合とるゆ
闘鶏ゆ事ゆ
○廿日艾とゆ縄くゆ戸よりけ風かけし第一夏て
よりと平金月今ゆ足くなり又端午ゆ事をすなり
○今日ゆ月わくゆ事よひゆ
といふ人形とゆ事ゆ

事を源氏物語ゆ
しるゆ又源氏十ゆ
ひハ夜ゆ
事ゆ又遠ゆ
てゆ帝ゆ
源氏又ゆ方ゆ
ハひるゆ人
月 沐浴 今日と三月ゆ
して天宇融ゆ
無気ゆ和暢ゆ

嘉

長ハ湯師乃時
ゆ末ゆ
ゆ花園人の
ゆ花貴族

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

賈島の三月晦日賜劉評事詩

三月晦日南三十日風光別我苦吟身今宵不
須賜寒食清明三月尋日是寒食乃日と定食と云ひ日もろこし山八文毋
先祖の墓所と掃除して祭りたるものの作りとろく
これいうへ〳〵ろ乃風俗ちろこび物ゑ理屈いろくを
舎与十月朔日展墓ろ可為ゑ多未初生初死ちゑ生べ
古礼ゑ志ろ〳〵へひ日祖先乃墓所ゑ掃て祭場す
〳〵事ゑ〳〵
此月親戚及交友と餐す〳〵元宵と答ひとろ事　かゝ酒
て餐ゑし豊郷ろれ可に弟〳〵主人乃さ言ゑま

宴と毛毬し て 鞠 蹴とこのひとり遊又 藤 酒に
て 稚 と 先 上へ うす 又 酒 と 男 ち な く 人 ば ら
先 乳 又 反 面 ら 世 伝 親 戚 男 女 と 饗 と ろ 小 皆 先
と 振 ぐ 御 楽 ち を 張 し む 人 情 し 面 ど は 宣 と ま ま ろ
ま ま 毛 石 山 色 し て 偽 ま た く ぐ ん し た ち ん 平 安 羅
猿 猿 楽 た と と 今 所 ち ち ん さ ち
三 四 月 天 ま ま し く は ば し あ ま 屋 宅 と ま ま 他 破 板
と 修 造 し 或 茅 屋 と 藤 板 屋 と 修 葺 と し
三 月 治 屋 室 山 稲 麦 と 田 麦 暦 ま と 記 し り
七 月 菜 蔬 花 草 ま 花 草 ま と 植 し 或 作 ま 菊 苗 三 月

初又八中旬ようえてうしちやそれハ行しくしまり 苑 九
苟 瓜 蜀 黍 玉 蜀 黍 蕎 麦 烏 芋 紅 豆 黒 豆 緑 豆 菽 豆 麻
豆 赤 小 豆 刀 豆 胡 麻 薑 眉 豆 黍 石 竹 地 大 草 藤 ま
荊 芥 香 薷 な と 七 月 の 苗 と し 又 月 の 苗 て
紅 豆 と 三 月 の 中 ま り 初 く 種 と 下 し 又 月 の 苗 て
さ う く ま の 豆 ハ ろ 氏 実 の ろ こ う 久 し 地 手 温 た り 面 ハ
ま ま ま ま ま う ゆ へ し 元 菜 蔬 と ま ま ま ま ま 記 ま ま ま
し ち ち そ れ ば ま し や ま く 二 実 の り 屋 ち し 湯 手 蜜 ま り
う ゆ へ ま り 又 ま ま の 地 氣 ハ 寒 暖 に よ り て 遅 速 の か り
な ま へ し 又 七 月 本 と 接 (し 柘 榴 柑 橘 秀 橘 乃 彩 と

清明の後に持てこうと用意義に足らず
まうさ蕨とれむ十て所とかきやぜ日にかしきハめく
かいし所と洗ちて又日にほし收置べし食ふる河
湯にひたし つゝ茅月の或ふく煮て用の毛茸毛
新書乃後なり或堀淹にして置へし堀蕨ハ乾蕨と
きられりいんとなるハ堀蕨八年やを千蕨を
野くさく伯に用ひこし又蕨と狗脊も堀淹にし
元和の頃ハ七年乃後七年又日を朝とをとの高
野ばの書に及て今世都乃ひとゝる梅を
喜ぶ後五十日とをく登れ彩す春秋ハ年

なを年で三年乃後五年又日とをく花候ふす年
乃或時にはり山に下にはるくをこし逆遡
ふ上へやうたがハ春良京都乃ハ京梅をひろく
梅に十日あまりおくれ奥ふとゝる山の上ハ春地
より数候なるのくさと京車一旬二旬或一月也
仁和寺ハ梅ハ洛中より早く咲ふる雖梅
を仁和寺乃はゝくちをうれかゝ
此月小蒜及雑ゑと食べ又禽獣乃又脳と合
車なるハ豆蘇猿麻肉と食べゝと凍道とゝへば
瘡毒熱病と数ハ並とゝへば祝と弱す月令歴史異
考義六八巻

孫もまくらくもと殺さるるくして天道小作ばくと
ちく事命と延しむ百姓のん黄泉葉と食のなっと
面鼈と合ちく化せぐれず家疾ちと為す
三月乃古候牙一桐始茅才二田鼠化為鶉中三蚯蚓
見大清明の三候あり 牙は芽 始生者 桐 桐梧
茅 才六裁勝降干桑 右穀雨の三候なり
清明八屋又十二刻十分夜四十七刻四十分穀雨
屋五十四刻十分夜四十五刻五十分 月令廣義

日本異時記卷之二畢
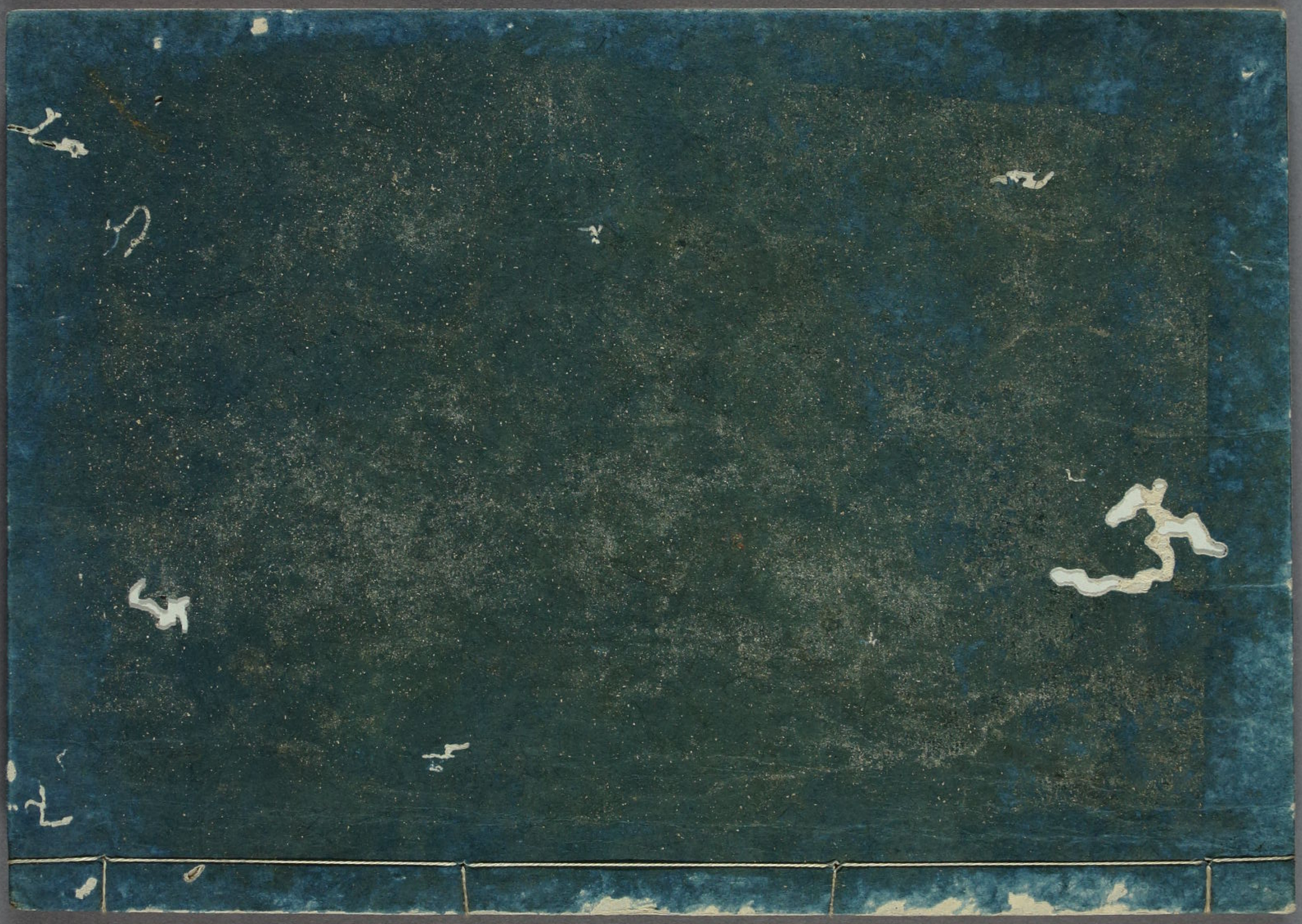
文政壬午七月彫之